

少年法「改正」法案に反対する会長声明

政府は、本年3月7日、少年法「改正」法案を国会に上程した。

この法案は①殺人等の一定の重大な事件の場合、被害者等から申し出があれば、少年審判の傍聴を認めること、②被害者等による記録の閲覧・謄写を認める範囲を拡大し、要件を緩和することを主たる内容とする。しかし同法案は以下のとおり少年法の目的に照らし、重大な問題を有することから、当会は同法案に強く反対する。

1 被害者等から申し出があれば少年審判の傍聴を認める点について

少年法は、少年の健全育成を目的（少年法1条）としており、少年の責任追及を目的とはしていない。この目的達成のため少年審判は「懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」（少年法22条1項）とされ、審判の手続自体も非公開とされている（少年法22条2項）。

これはそもそも少年が、成長途上で未熟な存在であるところ、特に事件を起こした少年は、生育環境において親からの虐待や、いじめを受けていたなどにより心に大きな傷を抱えていることも少なくない。そのような少年に対しては、じっくり少年と向き合って話を聞き、少年自身の言葉で自分の抱える苦悩や事件の真実を語らせることで、はじめて少年の内省を促し、更生を図ることができるのであり、したがって少年審判は「懇切を旨として、和やかに行う」ものとされているのである。

しかし少年審判において被害者等の傍聴が認められれば、審判は緊張した雰囲気とならざるを得ないため、裁判官や調査官がじっくり少年と向き合うことを困難とさせ、なによりも少年自身が被害者を気にするあまりに萎縮をして、自分の抱える苦悩や事件の真実が語れなくなってしまう。その結果、少年の抱える苦悩や事件の真実が明らかとならないまま審判は終了し、たとえ少年が反省の言葉を述べたとしても、それは言葉だけの表面的なものにとどまらざるを得ず、少年の更生への途も遠のことになる。

実際にも、裁判官の裁量で少年審判において意見陳述を認められた被害者の親が、少年に対して怒りをぶつけ、怒りをぶつけられた少年が自殺を図った事例も報告されており、少年の更生に対する悪影響はすでに現実のものとなっている。

2 被害者等による記録の閲覧・謄写を認める範囲を拡大し、要件を緩和する点について

今回の改正法案は、事件記録について、いわゆる社会記録を除いた少年の身上・経歴等に関する部分まで、被害者等に原則として閲覧・謄写を認めることにするものである。

これらの情報を被害者等が閲覧・謄写できることになるとすれば、少年やその親族のプライバシーを侵害することになるだけにとどまらず、プライバシーの侵害を受けた少年の親族が、これ以上少年と関わることをおそれ、少年への助力を躊躇することにもなりかねない。また裁判所にとっても、少年に対する適切な処遇を決定する上で、必要な情報を少年から収集することができなくなってしまう。そうなれば、少年の更生を妨げて健全育成に支障が生じることになる。

もちろん、被害者等の知る権利は尊重されなければならず、被害者等が眞実を知ることにより、抱えている苦しみや悲しみが少しでも軽くなることも事実ではある。しかしこの点に関しては、知る権利といえども少年やその親族のプライバシーの侵害を許容する権利であるわけではなく、プライバシーまで知ることで被害者等の抱える苦しみや悲しみが怪くなるわけでもない。

むしろこの問題は、現行法上の記録の閲覧・謄写（少年法5条の2）、被害者等の意見の聴取（少年法9条の2）、審判結果等の通知（少年法31条の2）の各制度の存在を周知させ、適切に運用することによって達成されるべき問題であり、裁判官や調査官が、被害者等に対し、直接に審判の様子を伝えることなどの手段によって解決すべき問題なのである。

以上のとおりであるから、当会は、少年法「改正」法案について強く反対するものである。

2008(平成20)年5月20日

函館弁護士会

会長 前田 健

